2024 年 11 月 1 日

吸収分割にかかる事後開示書面

（会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく事後開示書面）

東京都渋谷区桜丘町 1 番 1 号
渋谷サクラステージ SHIBUYA タワー
株式会社ギフトホールディングス
代表取締役　田川　翔

東京都渋谷区桜丘町 1 番 1 号
渋谷サクラステージ SHIBUYA タワー
株式会社ラーメン天華
代表取締役　藤井　誠二

株式会社ラーメン天華（以下、「分割会社」という。）および株式会社ギフトホールディングス（以下、「承継会社という。」は、2024 年 9 月 13 日付で締結した吸収分割契約に基づき、2024 年 11 月 1 日を効力発生日として、分割会社が営む店舗運営事業以外の事業に関して分割会社が有する権利義務を承継させる吸収分割（以下、「本件吸収分割」といいます。）を行いました。本件吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条各号並びに会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 201 条各号に規定する事後開示事項は以下に記載のとおりです。

記

１．吸収分割が効力を生じた日
2024 年 11 月 1 日

２．吸収分割会社における各手続の経過
（１）会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 784 条の 2 の規定に基づいて本件吸収分割をやめることを請求した分割会社の株主はありませんでした。

（2）会社法第 785 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 785 条第 3 項の規定に基づき、2024 年 9 月 26 日付で株主に対して通知を行いましたが、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づいて株式買取請求を行った株主はありませんでした。

（3）会社法 787 条の規定による手続の経過

分割会社においては会社法第 787 条第 1 項第 2 号及び第 3 項第 2 号に定める新株予約権は存在しないため、該当事項はございません。

（4）会社法第 789 条の規定による手続の経過

2024 年 9 月 26 日付の官報および電子公告にて債権者に対して本件吸収分割に対する異議申述の公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。また、不法行為によって生じた債務の債権者はおりませんでしたので当該債権者に対する各別の催告は行っておりません。

3．承継会社における各手続きの経過

（1）会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定に基づいて本件吸収分割をやめることを請求した承継会社の株主はありませんでした。

（2）会社法第 797 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づき、2024 年 9 月 26 日付で株主に対して通知を行いましたが、会社法第 797 条第 1 項の規定に基づいて株式買取請求を行った株主はありませんでした。

（3）会社法第 799 条の規定による手続の経過

2024 年 9 月 26 日付の官報および電子公告にて債権者に対して本件吸収分割に対する異議申述の公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4．本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である 2024 年 11 月 1 日をもって、分割会社が営む店舗運営事業以外の事業に関して分割会社が有する権利義務の一切を承継いたしました。

５．会社法第 923 条の変更を登記した日

2024 年 11 月 7 日（予定）

6. 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上